	オキサゾスルフィルに	関する御意見
番号	御意見(概略)	回答
1	【意見1】	【回答 1 】
	畜産品の残留基準を見直すべきである。	畜産物の残留基準については、飼料の作物残留試
	[理由] 1、水稲にしか適用がなく、家畜等の餌での残	験成績と家畜残留試験成績に基づき検討し、飼料を
	留は、仮定による推定濃度で、実測データがない。	通じて畜産物中へ移行する最大残留農薬濃度を踏ま
	MDB 又は STMR dietary burden と家畜残留試験結果か	えて、幼小児、妊婦、妊娠の可能性のある女性及び
	ら、畜産物中の推定残留濃度を算出した。	高齢者にも安全な残留基準を設定しています。畜産
		物における農薬の最大残留濃度の算出に当たって
		は、飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基
		準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取
		によって畜産動物が暴露され得る最大量である最大
		飼料由来負荷 (Maximum Dietary Burden) の値を使
		用しています。詳細については、令和元年7月30日
		付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の
		残留基準値設定の基本原則について」の別添1を御
		覧ください。
		https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543
		<u>163. pdf</u>
	【意見2】	【回答2】
	魚介類での基準を 0.05ppm とすることに反対である。	魚介類の残留基準の設定に当たり、水田などの水
	一律基準とすべきである。	系に直接処理、又はその近傍で使用され、魚介類へ
	[理由]本剤は、水稲の育苗箱にしか適用されない。水	の残留が見込まれる農薬については、残留試験デー
	中に流出すると仮定されているが、水系汚染の実測濃	タ、残留農薬等検査データ、水域環境中予測濃度、
	度が示されていない。魚介類での実測データも不明で	生物濃縮係数等の結果を基に、基準値を設定してお
	ある。	ります。
		本剤については、実験データ等を基に確立された
		方法によって算出された水域環境中予測濃度及び生
		物濃縮係数を基に推定残留濃度を算出し、基準値を
		設定しています。
		詳細については、令和元年7月30日付け農薬・
		動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値
		設定の基本原則について」の別添2を御覧ください。
		https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543

163. pdf

	カルタップ、チオシクラム及びベン	スルタップに関する御意見
番号	御意見(概略)	回答
1	【意見1】	【回答 1 】
	上記3成分の残留基準を『カルタップ、チオシクラム	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップは、
	及びベンスルタップとは、カルタップ、ベンスルタッ	いずれもネライストキシンをリード化合物とする殺
	プをカルタップ含量に換算したもの及びチオシクラ	虫剤です。これらの残留の規制対象は、カルタップ
	ムをカルタップ含量に換算したものの総和をいう』と	塩酸塩、カルタップ、チオシクラムシュウ酸塩、チ
	することに、反対である。それぞれの成分ごとに、残	オシクラム、ベンスルタップ、代謝物A(ネライスト
	留基準を設定すべきである。	キシン)及びアルカリ条件下で加水分解、酸化する
	[理由]	ことにより代謝物Aに変換される代謝物としました。
	1、三成分の化学構造が異なり、作物中の代謝物はネ	各成分個別ではなく、上記のような規制対象とした
	ライストキシンだけではないと考えられるが、各種試	理由は、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸
	験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をベンスル	塩及びベンスルタップの植物体内運命試験におい
	タップ及び代謝物 ネライストキシンと設定した理由	て、いずれも主に残留する代謝物として代謝物Aが認
	がわからない。	められたためです。
	2、各成分の食品安全委員会の毒性評価は下記のよう	
	で、	なお、暴露評価対象も規制対象物質と同じですが、
	カルタップ ADI は 0.03 mg/kg 体重/日、ARfD は	食品安全委員会の食品健康影響評価において、カル
	0.1 mg/kg 体重。	タップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベンス
	チオシクラム ADI は 0.021 mmg/kg 体重/日、ARfD	ルタップの動物における毒性発現は主に代謝物Aに
	は0.1 mg/kg 体重。	よるものと推察されていることを考慮して選定して
	ベンスルタップ ADI は 0. 025mg/kg 体重/日、ARfD は	います。
	0.3 mg/kg 体重。	規制対象物質及び暴露評価対象物質の決定の考え
	同一化学構造ではないのに、総合評価として、	方等の詳細については、令和元年7月30日付け農
	ADIは0.016mg/kg体重/日、ARfDは0.1mg/kg体重と	薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基
	なっている。	準値設定の基本原則について」を御覧ください。
	3、カルタップへの換算係数も不明である。	https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543
	4、ベンスルタップは、ラットを用いた慢性毒性/発	<u>163. pdf</u>
	がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫の発生頻	
	度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性に	食品安全委員会は、食品健康影響評価において、
	よるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定する	カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベ
	ことは可能であると考えられているが、このような発	ンスルタップの動物における毒性発現は主に共通代
	がん性のある成分を、そうでない成分と同一レベルで 	謝物によるものと推察されたことから、各剤を用い
	考えてはならない。	た毒性試験等の結果に基づき各剤の一日摂取許容量
		(ADI)及び急性参照用量 (ARfD) を設定し、さらにこ
		れらの評価結果を総合的に評価して、グループADI
		及びARfDを設定しています。

チオシクラムシュウ酸塩からカルタップ塩酸塩へ

の換算係数は、カルタップ塩酸塩の分子量をチオシクラムシュウ酸塩の分子量で除した1.01で、ベンスルタップからカルタップ塩酸塩への換算係数はカルタップ塩酸塩の分子量をベンスルタップの分子量で除した0.634です。

食品安全委員会の食品健康影響評価においては、ベンスルタップのラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験の結果も含めて総合的に勘案した上でグループADI及びARfDを設定しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20181210142

【意見2】

小麦など 90 種の食品の残留基準を削除したことに、 賛成する。0.01ppmの一律基準の遵守ることを求める。

[理由]国内外で、適用のない作物に残留基準を設定する必要はない。

【意見3】

下記の食品で、カルタップとチオシクラムの残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。

なお、ベンスルタップの国内での適用はコメのみであり、6事例の残留試験で、代謝物を含めたカルタップ 換算の最大残留値は、<0.013、0.019ppmであること を踏まえ、以下に、カルタップとチオシクラムの残留 基準についての意見を述べる。

[理由 car]カルタップについての理由である。 [理由 thio*]チオシクラムについての理由であり、 *は、本成分だけでなく、代謝物も加算し、カルタップに換算した残留量を示す。

[共通理由]は上記2成分についての共通理由である。 (1)ダイコン類の葉 3ppm

[理由 car]

1、残留試験 10 事例で、最大残留値 0.66ppm である。 2、ツマミ菜の残留試験 2 事例で、最大残留値 0.40ppm である。

【回答2】

食品の安全性の確保については、引き続き、国際 的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見 に基づいて必要な措置を講じてまいります。

【回答3】

残留基準の設定については、国民の健康保護を図 るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃 度の実態を考慮する必要があると考えています。農 作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のよ うな要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の 実測値(最大残留濃度:最大使用条件下の作物残留 試験結果)から残留基準を設定するに際しては、こ うした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮 して残留基準を設定しています。このように設定し た残留基準については、内閣府食品安全委員会にお ける食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び 妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影 響が生じないことを確認しています。詳細について は、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会 資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則に ついて」を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543

3、間引き菜の残留試験2事例で、最大残留値3.23ppm であるが、0.06ppmの事例もある。事例を増やして、 再試験すべきである。

4、ハツカダイコン残留試験 2 事例で、葉の最大残留値 1.08ppm である。

[理由 thio*] 残留試験 2 事例で、最大残留値 0.37ppm である。

[共通理由] 高すぎるとした現行基準 3ppm が据え置かれている。

(2) ハクサイ 2ppm

[理由 car] 残留試験 10 事例で、最大残留値 0. 975ppm である。

[理由 thio*] 残留試験 2 事例で、最大残留値 0.33ppm である。

[共通理由]現行基準 3ppm を強化したが、まだ、高かすぎる。

(3) チンゲンサイ 2ppm

[理由 car] 残留試験 2 事例で、最大残留値 0.63ppm である。

[理由 thio*]残留試験 4 事例で、最大残留値 0. 14ppm である。

[共通理由]現行基準 3ppm を強化したが、まだ、高かすぎる。

(4) ブロッコリー 2ppm

[理由 car] 1、残留試験 4 事例で、最大残留値 0.52ppm である。

[理由 thio*] 残留試験 2 事例で、最大残留値 0.55ppm である。

[共通理由]現行基準 3ppm を強化したが、まだ、高かすぎる。

(5) レタス 2ppm

[理由 car] レタスの残留試験 2 事例で最大残留値 0.82ppm、サラダ菜 2 事例での最大残留値 0.12ppm、リーフレタス 2 事例で最大残留値 0.06ppm である。 [理由 thio*] 結球レタス残留試験 2 事例で、最大残留値 0.51ppm、サラダ菜 2 事例で最大残留値 0.68ppm、リーフレタス 2 事例で最大残留値 0.52ppm である。 [共通理由] 現行基準 3ppm を強化したが、まだ、高か

163. pdf

御指摘の食品の残留基準については、国内における使用方法で実施された作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。

すぎる。

(6) ネギ 5ppm

[理由 car] 残留試験 6 事例で、最大残留値 2. 22ppm である。

[理由 thio*] 根深ねぎの残留試験1事例で、最大残留値 0.16ppm、葉ねぎ残留試験1事例で最大残留値

0.10ppm である

[共通理由]現行基準3ppmでも、高いのに、さらに5ppmに緩和している。

(7) セロリ 15ppm

[理由 thio*]

- 1、セロリへのカルタップの適用はなく、残留データはチオシクラムのみの3事例で、最大残留値4.29ppmである。
- 2、現行基準 3ppm とした根拠が不明な上、さらにその 5 倍に緩和している。
- (8) ホウレンソウ 3ppm

[理由 car] 残留試験 8 事例で、最大残留値 0.65ppm である。

[理由 thio*]残留試験 6 事例で、最大残留値 1.09ppm である。

(9) 未成熟エンドウ 3ppm

[理由 car]

- 1、未成熟エンドウの残留データは明らかでなく、サヤエンドウ(4事例で、最大残留値 1.14ppm)が参照されている。
- 2、現行基準 3ppm は高すぎるとしたが、そのまま据 え置かれている。
- (10) 未成熟インゲン 2ppm

「理由 car]

- 1、未成熟インゲンの残留データは明らかでなく、サヤインゲン(2事例で、最大残留値 0.76ppm)が参照されている。
- 2、現行基準 3ppm は高かすぎるとしたが、2ppm に強化されても、まだ、高い。
- (11) キウィー 6ppm

[理由 car]

1、残留試験は、果実5事例で最大残留値3.18ppm、

果肉7事例で0.40ppm、果皮2事例で17.8ppmである。 2、現行基準3ppmを高すぎるとしたが、2倍も緩和 している。

(12)茶 30ppm

「理由 car]

1、残留試験6事例で、荒茶での最大残留値14ppmであるが、0.81ppmの事例もあり、バラツキが大きすぎる。浸出液の4事例では、最大残留値8.3ppmである。事例を増やして、再試験すべきである。

[理由 thio*]残留試験 6 事例で、荒茶の最大残留値 11.07ppm、浸出液で最大残留値 7.73ppm である [共通理由]現行基準 30ppm が高すぎるとしたが、その まま据え置かれている。

(13)ホップ 10ppm

[理由 car]

1、残留試験 4 事例で、最大残留値 3.38ppm である。 2、現行基準 10ppm が高すぎるとしたが、そのまま据 え置かれている。

【意見4】

全体的に残留基準が高すぎるため、もっと低値にすべきである。

[理由]

1、下表のように、推定摂取量TMDIが算出されているが、対ADI比は、高齢者区分で、安全目安の80%に近い76.6、幼小児区分で74.7%もある。茶の寄与率が特にたかい。そのためか、すべての食品の暴露量を残留基準より低値にし、EDIを算出、対ADI比を低くみせかけている。残留基準を暴露量にみあうよう、低値にすればよい。

たとえば、ハクサイ残留基準 2ppm→暴露量 0.548ppm、 レタス 2ppm→0.65ppm、セロリ 15ppm→3.627ppm、キウィー6ppm→1.858ppm、茶 30ppm→2.995ppm。

【回答4】

長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収ま

推定	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
摂取量	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg /人 day	544. 3	109. 7	197. 3	46. 4	422. 5	93. 4	687. 3	132. 3
ADI 比 (%)	61. 7	12. 4	74. 7	17. 6	45. 1	10. 0	76. 6	14. 7

2、短期摂取量 ESTI の対 ARfD 比が 20%以上と高い 食品は、下記である。

これらは、暴露量=残留基準であるが、たとえば、暴露量を残留基準より低値に仮定し、同比を低くみせているケースもある。

たとえば、

緑茶類は残留基準 30ppm→暴露量 1.593ppm で、比率は 1%と見積もられている。

作物名 ESTI/ARfD (%) 国民全体区分 幼小児区分 ダイコンの葉 20% 30% ハクサイ 30% 30% ブロッコリー レタス 20% セロリ 80% ブドウ 30% 60% キウィー 20%

3、意見1の理由4に示したように、ベンスルタップは、ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験において、雄に精巣間細胞しゅの発生ひん度増加が認められている。

このような成分は出来るだけ、その摂取を減らすよう、基準を低値にすべきである。

ることを確認したものです。EDI試算の根拠として は、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるもの は、その平均値を用いています。詳細については以 下を御覧ください。

http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B 1D46071827492569D500276377.html

短期推定摂取量(ESTI)の推計においては、作物 残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験に おける最高残留濃度(HR)を用い、3例以下の場合 には残留基準値(MRL)を用いることとしています。 HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHR に変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる茶等の場合は、中央値(STMR)を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を 御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121 000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf

発がん性に関する食品安全委員会の評価について は、【回答1】を御覧ください。

	フェンヘキサミドに別	関する御意見						
番号	御意見(概略)	回答						
1	【意見1】	【回答 1 】						
	いままでのパブコメで、下記の成分については、当該	御指摘の食品の残留基準については、前回の残留						
	食品の残留データ不明であったり、アメリカのレタス	基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得						
	が参照とされたり、同国や国際基準がそのまま援用さ	られていないことから、現行の残留基準を維持する						
	れているため、もっと低値にすべきとしたが、そのま	こととしております。						
	ま、据え置かれている。再考されたい。							
	(1) クレソン 30ppm							
	(2) その他のあぶらな科野菜 30ppm							
	(3)チコリ、(4)エンダイブ、(5)しゅんぎく 各 30ppm							
	(6) ピーマン 2ppm							
	(7) その他のきく科野菜 30ppm							
	(8)パセリ 30ppm							
	(9) その他のなす科野菜 2ppm							
	(10) その他の野菜 30ppm							
	(11) ネクタリン、(12) あんず 各 10ppm							
	(13)うめ 6ppm							
	(14) ラズベリー、(15) ブラックベリー、(16) その他の							
	ベリー類果実 各 15ppm							
	(17)ブルーベリー、(18)ハックルベリー 各 5ppm							
	(19) その他の果実 3ppm							
	(20) その他のハーブ 30ppm							
	【意見2】	【回答2】						
	下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに、反	残留基準の設定については、国民の健康保護を図						
	対である。残留実態調査に基づき、もっと低値にすべ	るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃						
	きである。	度の実態を考慮する必要があると考えています。農						
	(1) レタス 30ppm	作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のよ						
	[理由]	うな要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の						
	1、レタスのアメリカでの残留試験6事例で、最大残	実測値 (最大残留濃度:最大使用条件下の作物残留						
	留値が 21ppm、リーフレタスの残留試験 2 事例で、最	試験結果)から残留基準を設定するに際しては、こ						
	大残留値が 23ppm である。	うした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮						
	2、国際基準及びアメリカ基準30ppmが援用されてい	して残留基準を設定しています。このように設定し						

た残留基準については、内閣府食品安全委員会にお

ける食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び 妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影

響が生じないことを確認しています。詳細について

る。

[理由]

(2) トマト 2ppm

1、2016年に提示された資料では、残留試験2事例

で最大残留値が 0.94ppm であった。

2、残留データ不明の国際基準2が援用されている。(3)なす 2ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、最大残留値が0.96ppmである。
- 2、残留データ不明の国際基準2ppmが援用されている。
- (4) きゅうり 1ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、最大残留値が0.60ppmである。
- 2、国際基準1よりも2倍高い。
- (5) みかん 5ppm

[理由]残留試験2事例で、果実の最大残留値が

- 2.42ppm、果肉 0.12ppm、果皮 12.6ppm である。
- (6)なつみかんの果実全体 5ppm

[理由]残留試験2事例で、果実の最大残留値が

- 1.69ppm、果肉 0.11ppm、果皮 5.34ppm である。
- (7) レモン、(8) オレンジ、(9) グレープフルーツ 、(10) ライム、(11) その他のかんきつ類果実 各 5ppm [理由]
- 1、(7)から(10)では、当該果実の残留データが不明 で、みかんの果実が参照されている。2016年は、な つみかんの果実が参照されていた。
- 2、すだちの残留試験 1 事例、かぼすの残留試験 2 事例で、それぞれの最大残留値が 0.17、0.91ppm である。
- (12) なつみかんの果実全体 5ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、果実の最大残留値が1.69ppm、 果肉0.11ppm、果皮5.34ppmである。
- 2、2016年には、他の柑橘類が参照されていたが、今回は、みかん果実に変更された。
- (13) りんご 2ppm

[理由]残留試験 2 事例で、最大残留値が 0.53ppm である。

(14) もも 10ppm

[理由]現行基準 0.7ppm が、残留データ不明の国際基準 10ppm に緩和されている。

は、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会 資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則に ついて」を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543

みかん、なつみかんの果実全体、りんご、おうとう、ぶどう、ホップ及びその他のスパイスの残留基準については、国内における使用方法で実施された作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。

レタス、トマト、なす、きゅうり、もも、いちご 及びキウィーの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コー デックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫 措置の適用に関する協定(SPS 協定)により、原則 として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠と した残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて 入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。

http://www.fao.org/agriculture/crops/core-them
es/theme/pests/lpe/en/

なお、みかん及びももについては、国際整合等の 観点から、検体部位及び基準値適用部位の見直しを 進めることとしており、果皮を含む果実全体に対し て基準値を設定しています。詳細については以下を 御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481 931.pdf

また、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実については、いずれもかんきつとして農薬登録があることから、同じくこのかんきつに含まれるみかん(果実)の作物残

(15)おうとう 10ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、最大残留値が5.44ppmである。
- 2、国際基準7ppmよりも緩和されている。
- (16) いちご 10ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、最大残留値が1.79ppmである。
- 2、残留データ不明の国際基準 10ppm が援用されている。
- (17) ぶどう 20ppm

[理由]

- 1、小粒の残留試験2事例で、最大残留値が11.6ppmであり、大粒の残留試験4事例で、最大残留値が7.77ppmである。
- 2、残留データ不明の国際基準 15ppm をさらに緩和している。
- (18) キウィー 15ppm

[理由]残留データ不明の国際基準 15ppm が援用されている。

(19) ホップ 100ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、最大残留値が74ppmである。 2、このように高濃度で残留する農薬は適用を認める べきでない。
- (20) その他のスパイス 20ppm

[理由]みかん果皮の残留試験2事例で、最大残留値が 12.6ppmである。

【意見3】

全体的に残留基準が高すぎる。残留実態調査を実施 し、再考すべきである。

[理由]

1,

区分別の推定摂取量を下表に示したが、作物別のTM DIの寄与率は、その他野菜が一般では43%、幼小児では19%であり、レタスの比率もたかく、幼小児でブドウの寄与率も高い。 留試験成績に基づいて、基準値を設定しています。

【回答3】

長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量(ADI)の 80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する

推定	国民	全体	幼儿	小児	妊	婦	高	储
摂取量	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg								
/人	1628. 3	636. 6	1018.3	380. 6	1672. 6	612.5	1890. 3	744.9
/	1020. 0	000.0	1010.0	300.0	1072. 0	012.5	1000. 0	744. 3
day								
ADI								
比	17. 4	6.8	36. 3	13. 6	16.8	6. 2	19.8	7.8
(%)								

2、EDIの算出に用いられた農薬暴露量は、うめ、 その他の果実、アーモンド、その他のナッツ類以外、 残留基準より低く見積られている。 たとえば、レタス の残留基準 30→暴露量 11.5ppm、ブドウ 20→5.76ppm 3、残留実態に見合った基準にすべきである。現に、 キュウリの現行 2ppm は改定で 1ppm に強化されてい る。

4

【意見4】

フェンヘキサミドのキウィーについて設定感謝申し 上げる。使用法が明示されていないが、収穫後使用の 残留も許容されるのか?食品添加物の規格は設定され ていないようなので、確認を願う。

可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴 露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量に より算出されるスクリーニング手段としての計算値 であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調 査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評 価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に 即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI) 方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収 まることを確認したものです。EDI 試算の根拠とし ては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるも のは、その平均値を用いています。詳細については 以下を御覧ください。

http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B 1D46071827492569D500276377. html

【回答4】

収穫後にかび等による腐敗、変敗の防止の目的で 使用される場合には、残留基準による規制に加え、 食品添加物としての規制も受けますが、フェンヘキ サミドは食品添加物に指定されていないため、当該 目的で使用することはできません。詳細については、 厚生労働省ホームページ「残留農薬よくある質問」Q 3を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bun ya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/faq.html#h3_q3

番号	御意見(概略)	回答					
1	【意見1】	【回答 1 】					
	トマトの残留基準が他の作物にくらべて、高すぎる。	残留基準の設定については、国民の健康保護を図					
	もっと低値にすべきである。	るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃					
	[理由]	度の実態を考慮する必要があると考えています。農					
	1、ミニトマト残留試験6事例で、最大残留値が	作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のよ					
	0.018-0.113ppmである。	うな要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の					
	2、TMD I へのトマトの寄与率が 91% と高すぎる。	実測値(最大残留濃度:最大使用条件下の作物残留					
	3、暴露量の評価では、残留量が0.058ppm とされて	試験結果)から残留基準を設定するに際しては、こ					
	いる。	うした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮					
	4、ほかに11種の作物の残留基準があるが、	して残留基準を設定しています。このように設定し					
	0.01-0.03ppmである。	た残留基準については、内閣府食品安全委員会にお					
	5、ラットにおいて、出産生存児数減少が認められて	ける食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び					
	おり、出来るだけ摂取を減らすためにも、低値の基準	妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影					
	にすべきである。	響が生じないことを確認しています。詳細について					
		は、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会					
		資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則に					
		ついて」を御覧ください。					
		https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543					
		<u>163. pdf</u>					
		トマトに関しては、農薬取締法に基づく適用拡大					
		申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされ					
		たことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品					
		健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったも					
		のであり、国内の作物残留試験成績に基づき、幼小					
		児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含め					
		て国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設					
		定しています。					
		 長期暴露評価については、残留基準を設定する全					
		ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について					
		一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを					
		一日摂取計谷重(ADI)の80%の範囲内に収まることを 確認しています。そのため、ある特定の食品につい					
		神田心していより。ていため、の句付とい及由につい					

て、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該 食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとして も、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると

考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。

http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B 1D46071827492569D500276377.html

ラット2世代繁殖試験における出産生存児数減少については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「10,000ppm投与群において出産生存児数減少が認められたことから、繁殖能に対する無毒性量も2,000ppmであると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。

なお、残留基準の設定に関する審議過程について は、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委 員会の食品健康影響評価を御確認ください。

(農薬・動物用医薬品部会の資料)

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000656 900.pdf

(農薬・動物用医薬品部会の議事録)

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000671 988.pdf

(食品安全委員会の食品健康影響評価)

https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocumen t/show/kya20191218116

フロメトキンに関する御意見						
番号	御意見(概略)					
1	【意見 1 】	【回答1】				
	下記の食品の残留基準 wo2ppm 以上に設定することは	残留基準の設定				
	反対である。代謝物 M1 を含めもっと低値にすべきで	るとともに、農薬				
	ある。	度の実態を考慮す				
	(1)カリフラワー 6ppm	作物への農薬の残				
	[理由]カリフラワーの残留データは不明で、ブロッコ	うな要因で変動す				
	リーが参照されている。	実測値(最大残留				
	(2)ブロッコリー 6ppm	試験結果)から残				
	[理由]残留試験4事例で、最大残留値2.91ppm(代謝	うした残留の変動				
	物 M1 含有) であるが、うち 3 件は 0. 276-0. 78ppm と低	して残留基準を設				
	値である。残留実態を調査し、もっと低値にすべきで	た残留基準につい				
	ある。	ける食品健康影響				
	(3)にら 6ppm	妊娠の可能性のあ				
	[理由]残留試験3事例で、最大残留値253ppm(代謝	響が生じないこと				
	物 M1 含有)である。	は、令和元年7月				
	(4)わけぎ 2ppm	資料「食品中の農				
	[理由]残留試験2事例で、最大残留値0.88ppm(代謝	ついて」を御覧く				
	物 M1 含有)である。	https://www.mhlw				
	(5) トマト 2ppm	<u>163. pdf</u>				
	[理由]					
	1、残留試験2事例で、最大残留値0.39ppm(代謝物	御指摘の食品の				
	M1 含有)である。	る使用方法で実施				
	2、ミニトマトの残留試験4事例で、最大残留値	記の基本原則の考				
	1.12ppm(代謝物 M1 含有)である。	います。				
	(6) その他のハーブ 2ppm					
	[理由]アサツキの残留試験2事例で、最大残留値	なお、カリフラ				
	0.96ppm(代謝物 M1 含有)である。	であること等から				
		績に基づいて、基				
	【意見2】	【回答2】				
	下記の作物の残留基準については、2017年のパブコ	御指摘の食品の				
	メで、TMDI/ADI比が、幼小児区分で、79.1%	基準の改正時から				
	と高く、ESTIのARfD比も高い食品があること	られていないこと				

を指摘し、提案値が高すぎるとしたが、そのまま据え

(1)だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉 5ppm

置かれた。再考を求める。

官については、国民の健康保護を図 薬の適切な使用方法に基づく残留濃 **片る必要があると考えています。農 桟留は、品種、気候、栽培条件のよ** 「ることを踏まえ、作物残留試験の 習濃度:最大使用条件下の作物残留 **桟留基準を設定するに際しては、こ** 加要因のほか、分析誤差なども考慮 **没定しています。このように設定し** いては、内閣府食品安全委員会にお 響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び る女性も含めて国民の健康に悪影 とを確認しています。詳細について 30 日付け農薬・動物用医薬品部会 農薬の残留基準値設定の基本原則に ださい。

回答

w. go. jp/content/11120000/000543

D残留基準については、国内におけ 色された作物残留試験成績から、上 きえ方に基づいて基準値を設定して

ラワーについては、使用方法が同じ ら、ブロッコリーの作物残留試験成 基準値を設定しています。

D残留基準については、前回の残留 ら現在に至るまでに新たな知見は得 と高く、ESTIのARf D比も高い食品があること | られていないことから、現行の残留基準を維持する こととしております。

- (2)はくさい 2ppm
- (3) ピーマン 2ppm
- (4) ほうれんそう 2ppm
- (5) いちご 2ppm
- (6) 茶 5ppm
- (7) その他のスパイス 3ppm

【意見3】

全体的に残留基準が高すぎる。残留実態を調べ、もっ と低値にすべきである。

[理由]

1、下表に示すように、TMDIの対ADI比は、国 民全体区分で70.8%、幼小児で125.6%、妊婦で 64.2%、高齢者で84.9%と高く、安全の目安である 80%を越えるケースもある。そのため、28 作物すべ てで、残留基準より低い暴露量を仮定して、EDIを 算出して、安全だとみせかけている。

たとえば、ハクサイ残留基準 2ppm→暴露量 0. 33ppm。 トマト 2ppm→0. 61ppm など。

また、TMDIへの寄与率で高い作物は、トマトが一般区分で33%、ハクサイ11%、茶11%である。

推定	国民	全体	幼儿	小児	妊	婦	高	緒
摂取量	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg /人 /day	312. 2	75. 5	165. 8	44. 3	300. 7	78. 2	381. 2	89. 0
ADI 比 (%)	70. 8	17. 1	125. 6	33. 5	64. 2	16. 7	84. 9	19. 8

2、ESTI/ARfD が高い作物は、一般区分でダイコンの葉:90%、ハクサイ:60、ブロッコリー:50、幼小児で、ブロッコリー100%、ハクサイ/トマト/イチゴ:70である。

3、ラットの発がん性試験で、雌で卵巣腫瘍及び雄で 小腸腺癌の発生頻度増加が認められたが、非遺伝毒性

【回答3】

長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。

http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B 1D46071827492569D500276377.html

短期推定摂取量(ESTI)の評価については、一般及び幼小児(妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)が設定された場合には、当該集団を含む。)の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂

メカニズムとされている。また、ラットの繁殖試験で、 小型卵胞数減少、着床数及び産児数の減少等が認められている。このような農薬はその摂取をできるだけ減らして、国民の安全・安心につなげるべきである。 4、暴露量を現行基準よりも低く見積るのであれば、 残留実態を考慮し、基準を低値にすればよい。 食量(短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセンタイル値(100人中3~4番目に多く食べる人の量に相当する摂食量))を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfDが100%を超えないことを確認しています。詳細については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf

本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「雌ラットで卵巣腫瘍及び雄マウスで小腸腺癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。また、ADIの設定については、ヒトの個体差も考慮されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20191218117

	全般に係る御	意見
番号	御意見(概略)	回答
1	【意見1】	【回答 1 】
	食品(商品)に使用されている全ての添加物を表示し	厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における
	てほしい。表示の免除は停止してほしい。添加物の使	食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果
	用を禁止してほしい。日本の食品基準は最低。知れば	や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・
	知るほど最低。日本は他国の不要品の受け入れ国。農	食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を
	薬の使用も禁止してほしい。農「薬」、薬は薬でも毒	聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が
	だ。農「薬」は体に良いのか?病気で農「薬」飲むの	生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。
	か?農「薬」まみれの食べ物が食べたいか?虫も食べ	
	ない物を人間は食べているのだ。他国はオーガニッ	今回の残留基準の設定に係る資料については、農
	ク、薬不使用へと動く中、日本は…消費者がきれい	薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の
	な物を求めた結果でもあるが、虫食い、不揃いが自然	食品健康影響評価を御確認ください。
	である。	(農薬・動物用医薬品部会の資料)
		https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12841.html
		(農薬・動物用医薬品部会の議事録)
		https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000671
		<u>988. pdf</u>
		オキサゾスルフィル
		(食品健康影響評価)
		http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
		<u>/show/kya20190619024</u>
		カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ
		(食品健康影響評価)
		http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
		<u>/show/kya20181210142</u>
		フェンヘキサミド
		(食品健康影響評価)
		http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
		/show/kya20200611079
		プロヒドロジャスモン
		(食品健康影響評価)
		http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
		/show/kya20040820114
		フロメトキン
		(食品健康影響評価)
		http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
		<u>/show/kya20191218117</u>

		チルジピロシン
		(食品健康影響評価)
		http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
		/show/Kya20200611084
		なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関す
		 るものであり、食品添加物については意見募集の対
		- 象外です。
		食品の安全性の確保については、引き続き、国際
		 的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見
		 に基づいて必要な措置を講じてまいります。
2	【意見2】	【回答2】
	農薬基準を緩めてはいけない。これ以上、日本国民を	 農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を
	病気にさせないでほしい。	御覧ください。
3	【意見3】	【回答3】
	食に関する物は添加物等ゼロにちかずけるべき。毎日	農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を
	口にするもので健康に悪い。	御覧ください。
4	【意見4】	【回答4】
	難しいことはわからないが、可能な限り、農薬・添加	農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を
	物は使わないようお願いする。無農薬でがんばってい	御覧ください。
	る農家や、無添加にこだわる食品会社もあるので、決	
	して不可能なことではないと思う。	
5	【意見5】	【回答5】
	日本は世界に比べ、農薬の使用量がとりわけ高いと思	食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた
	う。お茶は飲む農薬、イチゴは食べる農薬と言われて	使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定し
	いるほど。2010年までのデータによると上から中国、	ており、これは国際的にも共通の考え方です。各国
	日本、韓国、オランダ、イタリア、フランスの順で、	において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国
	単位面積あたりの農薬使用量は、アメリカの約7倍も	の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそ
	ある。残留農薬のある野菜を食べ続けると体内に蓄積	れぞれで定められていることから、それを基に定め
	され、めまいや吐き気、皮膚のかぶれや発熱を引き起	られる残留基準値も異なります。また、同じ食品で
	こすなど、人体に様々な悪影響を及ぼすとされてい	あっても、日本と海外で検査部位が異なる(例:玄
	る。今回は農薬等(オキサゾスルフィル等6品目)の	米と精米)ことにより、残留基準値が異なる場合も
	残留基準の設定又は改正、とのことだが、まずは日本	あります。そのため、日本と海外の基準値のどちら

が緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。

いずれにしても、本邦の農薬の残留基準は、厚生

労働省において、内閣府食品安全委員会における食

品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や

の農薬残留基準値と、海外のものと比較し、その数値

を国民に明らかにしてほしい。それから農薬の総種類

数規制、総量規制もお願いする。たった6品目だと足

りないくらい日本は農薬大国だ。国民の健康のことを

考え、ヨーロッパに匹敵するくらいの厳しい基準値に してほしい。以上、よろしくお願いする。 国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食 品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴 いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生 じないよう設定しています。

諸外国の農薬・動物用医薬品の残留基準については、関連情報のホームページ上のリンクにある国立 医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載しているので御参照ください。

http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/p
est/mrl-link.html

国内での農薬の使用方法等、農薬の使用等にかかる規制は、農薬取締法に基づき、農林水産省が所管 しており、農薬の適正な使用の確保が図られている と承知しています。

6 【意見6】

日本の食品は基準値を超えているので、オリンピックでは日本の野菜などを食べない選手団もいると聞いている。「安全な食」を国民のために整備していただきたい。中国やロシアもオーガニックに舵を切った。日本は工業だけでなく、生きるための根本である食にも注力していただきたい。日本で登録されている農薬(殺菌剤、抗生物質含む)の種類、成分数はダントツの世界ーと理解しているが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をみた上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかを答えてほしい。

また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もいただきたい。100 (あるいは200) の安全係数で除しているから、リスクは低いとみなされているようっだが、これほど多くの種の農薬や添加物、遺伝子組み換え品が認められている日本では、安全係数100では不十分ではないか?リスクを最小化するために1000にすべきではないか?

※その他同様の意見が9件

【回答6】

農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、 国内の農薬の使用等にかかる規制については【回答 5】を御覧ください。

また、複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。

FAO/WHOでは、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) やJECFA (FAO/WHO合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。

なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物及び遺伝子組換え食品については意見募集の対象外です。

7 【意見7】

添加物、農薬をもっと規制して欲しい。

【回答7】

農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、

他の国(特にヨーロッパ)では添加物や農薬は体に悪影響がでるとされていて、使える添加物の種類などとても厳しくなっている。そのおかげで病気なども減っている。日本は他の国と比べても添加物、農薬の使用が緩すぎるのでは無いか。そこをちゃんと話し合って日本国民の健康を考えてほしい。よろしくお願いする。

国内の農薬の使用等にかかる規制については【回答 5】を御覧ください。

8 【意見8】

大変な中、お仕事感謝申し上げる。農薬の残留を緩めるのはやめてほしい。日本は農薬残留が今でも世界一。輸出しようとしても、農薬残留が高すぎて輸出できなくなっている。農薬が自閉症、発達障がいの原因と言われている。昔と比べ明らかに、その障がいのある子供たちが増えている。国民には全くメリットはなく、売り手側のみのメリットである。子供たちの未来を守ってほしい。

【回答8】

農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、 日本と諸外国の残留基準の違いについては【回答5】 を御覧ください。

9 【意見9】

農薬を緩和するのはやめてほしい。農薬は毒。

【回答9】

農薬の残留基準の設定等については【回答 1】を 御覧ください。

10 【意見10】

ヨーロッパなどでは環境に配慮した有機栽培などに 力を入れているのに日本はどうだろうか?農薬の基 準をどんどん緩めて大地を汚し、人体に毒を盛ってい る事そろそろ認識して変わるべきではないか?持続 可能な農業とは有機栽培ではないか? 農薬まみれの農産物など食べたくない。

【回答10】

農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、 国内の農薬の使用等にかかる規制や、日本と諸外国 の残留基準の違いについては【回答5】を御覧くだ さい。

11 【意見11】

諸外国が現在無農薬栽培に舵を切ろうとしている現在において使用農薬基準を緩めようとする考えに反対する。まず、現在の基準を記載した資料があるが現在の諸外国での使用基準も記載していかに我が国の基準が甘いのかも周知してもらうのも良いのではないか。昨今のアレルギーの発症件数が増えているのは農薬の使用数が多い事に関係するのではないかという事も言われてきている。所詮農薬の使用を考える上での体への影響の研究などは単体での使用しか考えていないだろう。複数の薬剤を使用した場合の人体への影響は未知数である。以上のことから反対する。

【回答11】

農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、 国内の農薬の使用等にかかる規制や、日本と諸外国 の残留基準の違いについては【回答5】を、複数の 化合物による影響の評価については【回答6】を御 覧ください。

12 【意見 12】

- 1. すべての農薬・添加物に安全性審査の手続きを求めるべき。
- 2. すべての農薬・食品添加物の届出と情報開示を義 務付けてほしい。

すべての農薬・食品添加物に安全性審査の手続きを求め、申請書類を開示することが最善と考えるが、それを求めず、届出に留めるのであれば、届出については下記のように考える。

・開発者の自発的な届出に任せるのではなく、届出を 義務付けてほしい。

届出が義務であれば、届出にもとづく表示の義務化も 可能になるはずだ。

・届出された情報は、原則すべて公開することとし、 公開しない情報については、企業秘密にかかわるもの に限るなど、厳しい制限を設けてほしい。

輸入品についても実効性のある取り締まりを行なう ためにも、届出は義務としてほしい。

- ・届出について、上市年月だけでなく、生産者名・販売者名・商品名の届出を求め、それらの情報を公表してほしい。
- 3. 商業栽培・飼育を想定し、消費者の選択権を担保するトレーサビリティ流通を確立してほしい。 消費者の選択の権利のためには、食品表示が不可欠である。
- 4. 取扱要領の見直しを確実に実施してほしい。 以上

【回答 12】

事業者が、農薬を製造・輸入等するに当たっては、 農薬取締法に基づき、所管の農林水産省に対して登録の申請を行い、安全性等に関する審査を経て、登録を受けなければなりません。厚生労働省では、登録の申請に伴う農林水産省からの基準値設定依頼等を受け、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、薬事・食品衛生審議会における審議を経て、国民の健康に悪影響が生じないよう基準値を設定しています。食品健康影響評価の評価書及び薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会の報告書はそれぞれ以下のホームページにて公表しています。

(食品健康影響評価の評価書)

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument
/list?itemCategory=001

(農薬・動物用医薬品部会の報告書)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/bukaihoukoku.html

なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関す るものであり、食品添加物については意見募集の対 象外です。

13 【意見13】

残留基準はあげないでほしい。農薬の残留がないように基準は設定してほしい。農薬を使うことで、使用者も場所も、それを食するものも全てが被害にあう。生き物なら、健康被害。場所は環境汚染・生態系破壊。三重県の人が協生農法を生み出し、企業に附属の研究所で成果をあげている。その人だけではなく、全国に、環境にも生き物にも良い農薬を使わない農法が多数ある。日本の農薬使用料、残留してよいと許可された基準の高さは世界一。病気は原因不明とされているが、農薬の影響は侮れない。よって、農薬を使用しな

【回答13】

農薬の残留基準の設定等については【回答 1】を、 国内の農薬の使用等にかかる規制については【回答 5】を御覧ください。農業従事者への影響、水質や 水生生物などの環境への影響、周辺の農作物や蜜蜂 などの有用生物への影響等については、農林水産省 が農薬登録の際に考慮しているものと承知していま す。

	い政策にしてほしい。	
14	【意見 14】	【回答14】
	農薬は危険。それが残留している事にも納得できな	農薬の残留基準の設定等については【回答1】を
	L',	御覧ください。
15	【意見 15】	【回答15】
	何故、添加物・農薬世界一使っている日本なのに今更	農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、
	基準を緩和しそうな…それも短い期間のパブコメで。	日本と諸外国の残留基準の違いについては【回答5】
	複合的なものも考えて!もしかして、安全基準を緩め	を、複数の化合物による影響の評価については【回
	る意図があるのではないか?	答6】を御覧ください。
16	【意見 16】	【回答16】
	パブリックコメントの募集感謝申し上げる。	農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、
	農薬の残留基準値については、数値による国際比較が	日本と諸外国の残留基準の違いについては【回答5】
	絶対に必要。また、基準値のない農薬と比較する場合	を御覧ください。
	は、そもそも農薬としての使用を許可していることの	
	確認が必要。いちご等日本から輸出される農産物が、	
	輸入国側の基準値をクリアできず貿易の障害となっ	
	ているという事実が理由である。農作物の品質は、農	
	薬の基準値によっても左右されるという証左である。	
	貿易の輸出条件としてクリアできない基準値を認め	
	ることは、経済面でもその農産物を食べる人の健康面	
	でもリスクが高くなり、デメリットが大きくなるだ	
	け。世界の農業は、より農薬を使わない方向に舵を切	
	っている。日本もこの方針に沿うことが急務ではない	
	だろうか。他の国では口にしないほど質の悪いものが	
	日本に輸入される一方で、日本の農産物が海外では食	
	べ物として認められないという今の現状は国の低い	
	食料自給率と同じく哀しく恥ずかしいことではない	
	だろうか。検討の程どうぞよろしくお願いする。	